

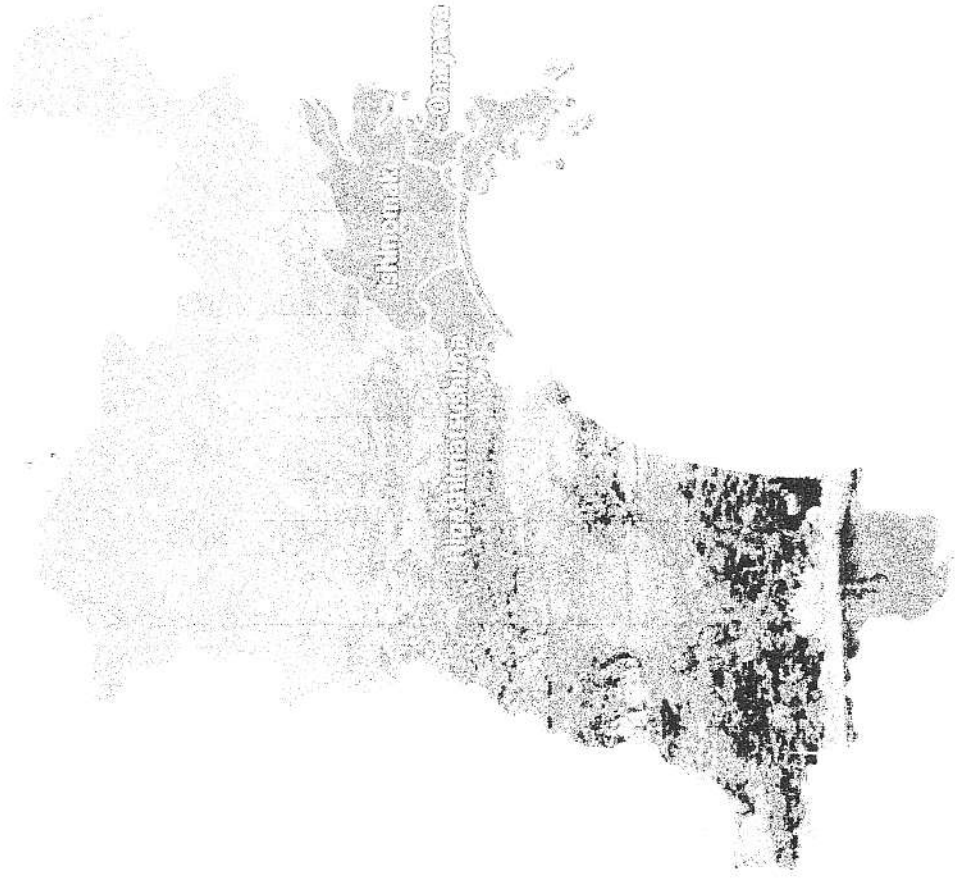


災害廃棄物処理施設建設工事等を含む 災害廃棄物処理業務（石巻地区）の概要

H23.9.16 環境生活委員会議資料 / 環境生活部

目次

- 1. 石巻ブロック概況.....1
 - (1) 発生量
 - (2) 各市町と県との役割分担
- 2. 災害廃棄物処理業務の概要.....2
 - (1) 二次仮置き場の施設配置計画
 - (2) 業務の実施工程（予定）
 - (3) 収集・運搬計画
 - (4) 二次処理計画
 - (5) 環境への配慮
 - (6) 仮契約概要
- 3. 地域経済への波及効果.....7
 - (1) 地元企業の活用
 - (2) 地元雇用計画
 - (3) 働きやすい職場環境の提供
 - (4) 経済波及効果
- 4. 災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）におけるプロポーザル審査の概要.....9
 - (1) プロポーザル審査委員会の設置
 - (2) 応募者に求める技術提案の内容
 - (3) 業務受託候補者の決定方法
 - (4) 契約までの流れ
 - (5) 審査の考え方
 - (6) 審査委員会
 - (7) 審査結果



災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務 (石巻地区)の概要

1. 石巻ブロック概況

(1) 発生量
本ブロックの災害廃棄物等の種類と量は右下表に示すとおりである。

(重高、船舶、魚網等含む.)
災害廃棄物の発生量について、緊急時の発生量に占める割合は47%に上る。同様に津波浸襲域については33%により、いずれも他の被災地と比べて圧倒的な発生量である。

項目	果全体	石巻ブロック	
		発生量	果全体に占める比率
災害廃棄物	18,194千t	8,463千t	47%
津波堆積物	11,600千m ³	3,800千m ³	33%

単位：千t、津波堆積物のみ千m³

廃棄物の種類	石巻市	東松島市	女川町	計
可燃物	1,474	488	146	2,108
木くず	1,383	462	105	1,950
粗大・混合	91	26	41	158
不燃物	4,909	1,080	366	6,355
コンクリートガラ	1,124	331	110	1,565
アスファルトガラ	186	34	22	241
金属	168	21	19	208
粗大・混合	3,434	694	215	4,343
計	6,382	1,568	512	8,463
津波堆積物(千m ³)	2,000	1,800	0	3,800
計	2,000	1,800	0	3,800

災害廃棄物処理の流れ

被災地

- ・収集
- ・粗選別(可能な限り)
- ・建物解体

石巻市：廃棄物3,383千トン、津波堆積物2,000千m³
東松島市：廃棄物1,568千トン、津波堆積物1,800千m³
女川町：廃棄物512千トン
計：廃棄物5,463千トン、津波堆積物3,800千m³

収集・運搬

- ・一次仮置き場
- ・粗選別、粗破砕(必要に応じて)

一次仮置き場でのリサイクル・売却等

- ・リサイクル(一部復興資材として保管)
- ・有価売却
- ・外部処理事業

石巻市：廃棄物573千トン、津波堆積物1,800千m³
東松島市：廃棄物733千トン、津波堆積物303千トン
女川町：廃棄物303千トン、津波堆積物1,800千m³
計：廃棄物1,609千トン、津波堆積物3,903千m³

二次仮置き場

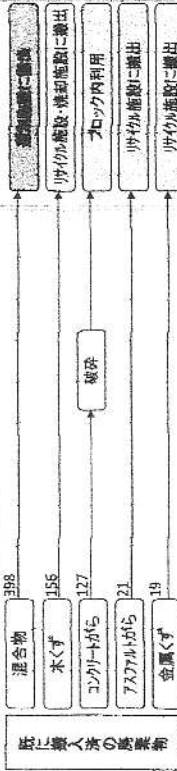
- ・粗選別
- ・機械破砕、二次選別
- ・焼却
- ・津波堆積物の土質改良・港湾理立

石巻市：廃棄物5,810千トン、津波堆積物2,000千m³
東松島市：廃棄物835千トン
女川町：廃棄物209千トン
計：廃棄物6,854千トン、津波堆積物2,000千m³

東松島市、女川町は独自に二次仮置き場へ運搬(業務対象外)

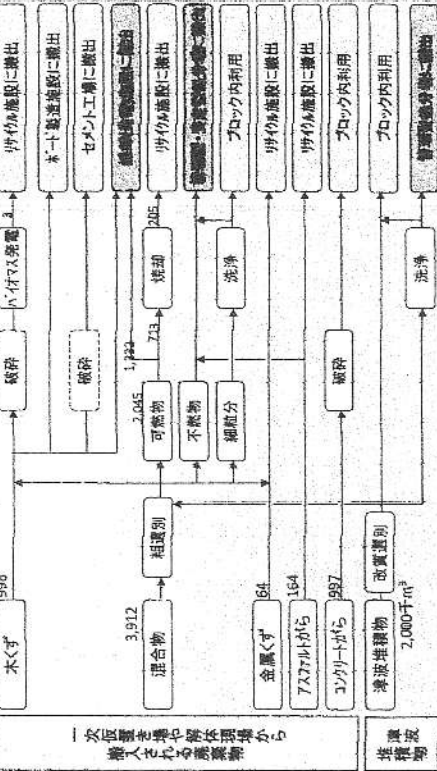
単位表記がないものは単位：千トン

第1段階(H23.10~H24.03) 廃棄物71千トン



- 第1段階
 - ①県外への搬出・処分 398千トン
 - ②県内リサイクル 323千トン
 - 計 721千トン

第2段階(H24.02~) 廃棄物6,133千トン、津波堆積物2,000m³



- 第2段階
 - ①ブロック内・県内処理 3,067千トン (うちリサイクル3,016千トン)
 - ②県外処理 2,542千トン (うちリサイクル2,012千トン)
 - 計 5,609千トン
- ※県内焼却等により524千トン減容
- 津波堆積物
①再生利用 1,746千m³
②廃棄物として処分 254千m³
計 2,000千m³

区分	作業	東松島市	石巻市	女川町
一次処理	被災地→一次仮置き場への運搬			
	建物解体			
	一次仮置き場における減容化			
	一次仮置き場でのリサイクル・売却等			
二次処理	一次仮置き場・被災地(解体)→二次仮置き場への運搬			
	二次仮置き場での中間処分			
	最終処分			

※1 県：木くずの地元企業への搬出など
市町：金属くずの売却、コンクリートガラの破砕・焼却など

※2 基本的に県が運搬するが、石巻市が一部解体材を直接二次仮置き場に搬入することなどを想定

1-34

(2) 各市町と県との役割分担

各市町と県との役割分担については、市町が実施できな部分を実施するという原則を踏まえつつ、各市町の意向を踏査して設定している。